

岡山県森林整備作業請負契約指名業者等選定要綱

平成20年 3月14日
一部改正 令和 5年 5月22日

(趣旨)

第1条 岡山県森林整備作業実施要綱(平成19年12月18日施行)に定める森林整備作業(以下「森林整備作業」という。)請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)及び随意契約の相手方とする者の選定については、知事が別に定めるものを除くほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(基本方針)

第2条 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領(以下「資格審査要領」という。)第7条の規定による入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)のうちから入札者を選定すること。
- (2) 選定に当たっては、森林整備作業の施業及び契約の履行が確実かつ有利な者を入札者として選定すること。

(指名基準)

第3条 入札者は、別表第1の森林整備作業設計金額欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する者から選定すること。

2 知事又はその委任を受けて契約締結について権限を有する者(以下「契約担当者」という。)は、特に必要と認められるときは、前項の規定にかかわらず、上位の格付けの業者を入札に参加させることができる。

3 選定に当たっては、次に掲げる事項を十分審査し、入札者として選定するものとする。

- (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 森林整備作業成績
- (3) 手持ち森林整備作業の状況
- (4) 技術職員の状況
- (5) その森林整備作業に対する地理的条件
- (6) その森林整備作業の施業についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働管理の状況

(入札者の数)

第4条 前条の規定により指名する入札者の数は、原則として、別表第2の入札者数欄に掲げる入札者数とする。

(随意契約の相手方)

第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号から第5号まで及び第7号の規定による随意契約の相手方は、第2条及び第3条第3項の規定を考慮して選定する。

(選定手続)

第6条 入札者の選定に当たっては、岡山県森林整備作業入札指名委員会の調査審議を得た上で厳正に行うこととする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

森林整備作業設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
500万円以上	A
500万円未満	B

別表第2（第4条関係）

入 札 者 数
5名以上10名以下